

船舶事故調査報告書

平成24年9月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年6月2日 07時30分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋漁港東方沖 尻屋漁港東防波堤灯台から真方位082° 2,050m付近 （概位 北緯41° 23.8′ 東経141° 28.8′）
事故調査の経過	平成23年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{きょうえい} 共栄丸、17トン AM2-7070（漁船登録番号）、個人所有 20.65m (Lr) × 5.49m × 1.64m、FRP ディーゼル機関、502kW（動力漁船登録票による）、平成18年9月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年8月27日 免許証交付日 平成20年6月30日 （平成25年6月29日まで有効） 甲板員A 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年11月26日 免許証交付日 平成23年2月9日 （平成28年11月25日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか12人が乗り組み、尻屋漁港東方沖の定置網で操業を行った。 本船は、漁獲を終えて定置網の箱網部から離れようとしたところ、甲板員Aが、定置網のワイヤにロープが絡んでいるのを認めた。 甲板員Aは、定置網のワイヤに先端に ^{かぎ} 鉤の付いたロープ（以下「本件ロープ」という。）を引っ掛け、同ロープの一端を右舷船尾部のウインチと右舷船尾端の支柱（以下「たつ」という。）の間を通して左

	<p>舷船尾部のウインチに巻き、緊張した本件ロープとたつの中で船尾方を向いてワイヤに絡んだロープを解く作業を行っていた。</p> <p>本船は、船体が動揺して本件ロープが船尾側に移動し、平成23年6月2日07時30分ごろ甲板員Aが左大腿部を本件ロープとたつの間に挟まれた。</p> <p>船長は、救急車を要請し、甲板員Aは、病院に搬送され、左大腿部筋挫傷及び左膝打撲と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：うねり 約2.5m、うねりの方向 東南東、潮汐 下げ潮の末期</p> <p>本事故当日は、前日まで東通村に発表されていた波浪注意報が解除されていたが、台風から変化した温帯低気圧が、日本の東海上を通過し、うねりの高い状態であった。</p>
その他の事項	<p>本船は、揚網するためのウインチが左舷側の4か所に2基ずつ設置されており、操業時、甲板員Aは、船尾側のウインチの担当であった。</p> <p>定置網のワイヤに絡んでいたロープは、定置網内に2か所設置されている操業時の船体係止用のロープであり、本事故当時、本船は、船首を東方に向け、絡んでいたロープとは別のロープを右舷船首尾端のたつに係止していた。</p> <p>本件ロープは、直径約30mmのテトロン製のクロスロープであった。</p> <p>甲板員Aは、尻屋沖の定置網で約20年の操業経験があった。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメット、合羽、長靴、救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員Aは、自発的に絡んだロープを解く作業を行っていた。</p> <p>ロープを解く作業の所要時間は、約1～2分であった。</p> <p>船長は、本事故当時、甲板上で漁獲物の整理を行っており、甲板員Aの作業を見ていなかった。</p> <p>甲板員Aの健康状態は、持病があったが、薬を服用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、尻屋漁港東方沖の定置網において、定置網のワイヤに絡んだロープを解く作業中、甲板員Aが、ワイヤに掛けた本件ロープを緊張させ、本件ロープと右舷船尾端のたつの中で作業を行っていたことから、本件ロープが船体動揺により船尾に移動した際に本件ロープとたつの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aがロープを解く作業を行う際、本件ロープを右舷船尾側ウ</p>

	<p>インチの船首側から通し、右舷船尾部の作業場所の安全を確保していれば、船体動揺により本件ロープが船尾に移動したとしても同ロープとたつに挟まれることはなく、本事故の発生を回避できたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、尻屋漁港東方沖の定置網において、定置網のワイヤに絡んだロープを解く作業中、甲板員Aが、ワイヤに掛けた本件ロープを緊張させ、本件ロープと右舷船尾端のたつの間で作業を行っていたため、本件ロープが船体動揺により船尾に移動した際に本件ロープとたつの中に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体動揺によりロープが移動した場合でも、乗組員の身体に触れないよう作業場所の安全を確保すること。